

## 出張のみの業務を開始するとき

- ◆ 専ら出張のみによる業務を開始したときは、開始後10日以内に保健所に届出なければなりません。

必 要 書 類		注 意 事 項
提出書類	業務開始届	
	従事する施術者の資格免許証の写し	免許証原本と照合しますので、原本も持参してください。
	従事する施術者の本人確認書類（運転免許証等）の写し	本人確認書類（運転免許証等）の原本と照合しますので、原本も持参してください。

様式第5号（第4条関係）

業 務 開 始 届

令和 年 月 日

（宛先）小樽市保健所長

施術者	住 所
	氏 名
	連絡先

専ら出張のみによる業務を開始したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 業 務 の 種 類
- 2 業 務 開 始 年 月 日
- 3 業 務 を 行 う 区 域

備考 記入上の注意事項について、余白に記載すること。